



ひまわり

No.76
 発行日 平成29年6月30日
 発行者 葛飾区保護司会
 発行所 葛飾区南水元2-13-1
 水元学び交流館内2階
 TEL 5876-3435

第67回 **社会を明るくする運動** 7月15日(土) 午後1時より かつしか区民の集い

罪を償い、再出発しようとする人に

居場所を確保し
 社会からの孤立を防ぎ
仕事があることで
 経済的な自立をし

社会の一員として
 地域社会とつながることが
再犯防止になります。

主唱/法務省 ②

もどらない。
もどさない。

第67回 社会を明るくする運動

立ち廻りを決意したけとを、決してあやまちに戻さない。

犯罪や再犯を防止し、立ち廻りをまえる地域のチカラ

7月は“社会を明るくする運動”強調月間・再犯防止啓発月間です。 © KASHIWA

かつしか 区民の集い

平成29年7月15日(土) 於 かめあり リリオホール

第1部 (13:00)

開会の辞 葛飾区保護観察協会会長
 主催者挨拶 葛飾区長・東京保護観察所長
 来賓紹介 区議会議員・衆参院議員
 ハガキによるメッセージ報告
 葛飾区善行青少年表彰
 閉会の辞 葛飾区保護司会会長

第2部 (13:55)

少年の主張発表
 アトラクション
 区立道上小学校 金管バンドクラブ
 私立修徳高等学校 吹奏楽部
 フィナーレ 「愛をみんなで」
 慰問品贈呈・抽選会

平成二十八年年度 関東地方保護司代表者協議会に参加して

晝間 眞理子

二日間に亘る協議会に出席いたしました。

〈期日〉二十八年十月十二日・十三日

三日

〈会場〉さいたま市ブリランテ武蔵野

蔵野

〈参加都県〉関東地区一都六県、新潟県、山梨県、長野県

〈参加人数〉一七二名

〈協議事項〉「保護司活動（保護観察や生活環境調整等）の充実に向けたネットワークを構築し、効率的運用を図るために配慮すべき事項について」

これは昨年六月より施行された、刑の一部の執行猶予制度により、薬物依存者や高齢者、無職者等の処遇困難な保護観察対象者の増加が見込まれ、保護観察や環境調整等も一層の充実が求められることで保護司の活動も困難を伴うと予想されます。

そこで保護司会を核としたネットワークを構築し、組織的な処遇活動や地域活動を充実させるための効率的運用等に関する準備方策、問題点、要望等について協議されました。

〈基調報告〉

*第一分科会

静岡市駿河地区、栃木県足利保護区による発表です。ネットワークの構築についての報告は両地区共に他の団体との連携を発表されました。

足利では再犯防止支援を充実させるために、市商工振興課の支援、県就労支援事業者機構の指導により足利工業団地工業連絡協議会の協力を得て「協力雇用主会」を立ち上げることができました。更に商工会議所に加盟し会報にて、更生保護の広報と雇用の協力も呼びかけています。

*第二分科会

長野県諏訪地区、神奈川県金沢保護司会による発表です。

諏訪地区ではネットワーク作りは、更生保護関連連絡協議会を設置し、福祉事務所、社会福祉協議会、児童相談所、公共職業安定所、警察署の生活安全課、更生保護女性会、協力雇用主会等から参加協力を得ています。

基調報告後の講評では、ネットワークの重要性は、地域に於いて活動を知ってもらうことが大事です。保護司同士も横の繋がりをもち困難なケースに対し情報、知恵を出し合って行ければ良いのではないかとのお話でした。

発表の他、講演、講話も聞くことができました。

講演は、作家・保護司である佐竹えり子先生の「たったひとつの笑顔のために」名取市の少年の家「ロージーハウス」設立に至るまでの経緯と心情です。

我が子の友人の家庭に事情のある子がおり、心寄せ見守っていたが、心ない疑いをかけられたこ

とで変わっていった少年を見て、自責の念が拭えなかつた経験。保護司になり少年院の実情を知り、彼らの帰任先となり、就職支援やシエルターとして受け入れてあげたいとの思いから設立を決意されたそうです。地域の反対運動もありましたが、雪かき等の社会貢献をすることで、受け入れられてきました。

講話は、関東地方更生保護委員会事務局長・古田康輔氏の「地域と更生保護を考える」でした。

自立更生促進センター設立に市民の半数が署名する反対運動への説得は困難でした。更生保護の文字も使いつらい状況と、保護司会や更生保護女性会の会長等が辞任する地域も出るほどの厳しい中、それでも時間をかけ、更生保護の意義を唱えていった関係団体の方々が居たことで、少しずつ住民の理解を得ることが出来ました。

更生保護がどのように役立っているか、実情の理解を求めるところがとても大事であると、福島県の事例で説明をされました。

ふりかえって

小川 岩 男

私が保護司を拝命したのは、昭和五十六年。当時は事件数が多く、同時期に五、六件を担当しました。

最初の頃は少年が多く、皆素直に言う事は聞いているが、面接が終り一歩外へ出れば何を言っているんだと思っただのかも知れませんが。しかし、保護観察が解除になり、家庭を築き子供ができてから、その子を連れて見せに来てくれた。そんな事も有ったので、保護司をやめられなくなり、今まで続けてしまいました。当時は、私の子供も中学生高校生がおり、何か悪い事をしたらずくに退任しなければと、辞表を何年も懐に入れて活動していた記憶が有ります。

暴走族全盛時は、初代から十代位までの総長とそれに附随する族の名を調べ、それを元に対象者を通じて近隣に居る若者達とも話しをしました。他区の族との喧嘩により何人が死亡した件、住民に迷惑をかけるだけではない事等も話

し、暴走行為をしない様注意しました。

その後長期刑の者を担当し、更生して恩赦をいただけた時などは、保護司をしていて良かったとつくづく感じてしまいました。

保護司は陰の役ですが、世のため人のために尽くし、安全・安心の町づくりに貢献していると思います。学校との連携を密



保護司になって

(保護司Ⅰ)

保護司になってあつという間に三年が経ちました。何と早かったことか。観察所で参考書をどつさり頂き、身も引き締まる思いで講義を受けましたが、残念ながら殆ど理解できなかつた私でした。

それから、可能なかぎり行事には参加することに心掛けいろいろな経験をさせて頂きました。

にし、再犯防止、犯罪・非行の予防に目を光らせる事で、私達保護司のやらなければならぬ事が少なくなれば、こんな良い事はないのではないかと思います。

た。社会を明るくする運動での駅頭広報活動、区民の集いへの参加、東京拘置所矯正展の手伝い、施設研修、高齢者施設での社会貢献活動、学校連携推進担当保護司としての学校や校長先生の講演を聞いたりなどなど、一年を通して多くの行事へ参加致しました。

おかげで、保護司がこんなに幅広く活動しているんだと知りました。そして先輩の皆様からは、それはそれは熱意が伝わ

り、すばらしい意気込みを感じました。何より楽しんで活躍しているのがすてきです。私は、現在二人の対象者と接しております。特に一人は、面接を忘れることはしよつちゅうで、どうしたものかと思ったりしましたが、本人といろくく会話をしていると、何とか普通の生活ができるようになって欲しいと思うのです。彼らの心に寄り添い力になれたらと思います。それがとつても難しいことです。

最近の対象者との面接で、うれしい報告がありました。昼ごろまで寝ていた人が、朝は早く起きて、毎日仕事に行っているというのです。瞳をキラキラさせて話してくれました。私もうれしくて、すごいね、すごいねを何回も連発していました。家族とも電話で喜び合いました。これからは、前へまえへ進んで行つてと思うばかりです。

私も、どんなことでも受けとめられる豊かな心をめざして、楽しみながら頑張つて保護司を続けてまいります。

SNSかつしかっ子ルール



学校連携推進担当委員会

委員長 松本 實



三月三日、立石地区センターにおいて、区内の各学校を担当する学校連携推進担当保護司の全体会を開催しました。今後の学校連携の推進に役立つよう、テーマを「SNSかつしかっ子ルール」とし、作成に深く関わってこられた臼倉孝弘中学校長会長に、講演を依頼しました。

講演の内容は、次の通りです。初めに、携帯電話やスマートフォンを持つ子どもたちが大変多くなっていること、使い方を間違えると非行や犯罪、いじめなどにつながる大きな問題を抱えています。

区内の幼稚園、保育園の調査によると、五歳児の八十七パーセントが携帯電話やスマートフォンを使用した経験があるとのこと。また、詐欺被害や使用料金トラブル、生活リズムの変化や依存症など心身への影響、悪口やいじめなど人間関係のト

ラブル、わいせつ、脅迫事件などの問題事例をあげて、親や教師の知識理解や指導が児童生徒の実態に追い付いていないことに危機感を持っています。

次に、このような状況に対応するために、葛飾区としてSNS利用に必要なルールを都内でも先行して取り組んだ経緯について話を聞きました。

ルール作りに当たっては、次の二点に沿って行いました。一つ目は、行政や学校が決めたものを押し付けるのではなく、子ども達が話し合っ、守ろうという気持ちにさせること。

二つ目は、区内の子どもの実態に合うよう、葛飾区が目指す「かつしかっ子宣言」をもとに考えさせること。

そして、青少年委員の皆さんと二十四校の生徒代表による全体討論会、児童・生徒・保護者・

地域の方での意見交換、そして全中学校の生徒代表による話し合いを何回も度重ねて完成させました。

生徒同志が十分な話し合いをして出来上がった様子がいきいきと伝わってきました。子どもたちが何度も何度も、考えに考えて完成に至った様子を思い描き感動しました。



まさに、「SNSかつしかっ子ルール」は、かつしかっ子が考えた、かつしかっ子による、かつしかっ子のためのルールである、と言えます。

SNSかつしかっ子ルール

○は、かつしかっ子宣言、◎は、SNSかつしかっ子ルール

○人にやさしくします
◎相手の気持ちや都合を考えよう

◎あいさつで心をつなぎます

◎コミュニケーションを大事にしよう

◎約束を守ります

◎家庭でルールを決めて実行しよう

◎自分で考え、行動します

◎自分の行動と個人情報を管理しよう

◎仲間と力をあわせませす

◎傷つけ合うより支え合おう

最後に、今後のSNSによる問題防止の取り組みについて課題があげられました。

中でも大変重要なことは家庭でのルールづくりです。各家庭が家族みんなで話し合い、守っていくように努力してほしいと、参加者一同は強く思いを持ちながら講演を聞き終えました。

今後、この講演で学んだことを活用し、学校や家庭、子ども達を応援していきたいと思えます。



第28回「新小岩ふれあい祭り」は5月3日(水)午前9時より、「新小岩公園」にて開催され、しかも最後の開催と成りました。「新小岩公園」の高台化工事が来年より開始される為です。葛飾区保護司会「新小岩分區」では、今年も風車140個を子供達に作って貰いました。また葛飾区からのビスケットと薬物撲滅運動ティッシュを保護司会PR紙と共に詰めて配布しました。まさに五月晴れで子供達の行列が続きました。

楽しかった！ 新小岩ふれあい祭り



水元公園は肥沃？

水元の地名

水元の地名は意外に新しく、明治二十二年(一八八九年)の「市制(町村制)」の施行により、上小合、下小合、小合新田、猿ヶ又、飯塚村の五ヶ村が合併して水元村が設立されたのが、地名の初見です。

シリーズ 葛飾さんぽ ⑬

この「水元」の名は現在の葛飾区と江戸川区を中心とする地域の田畑を潤した「上下之割用水」の水源であることに由来していると言われています。

その中でも、水元公園は「小合溜」と呼ばれる河川を中心とした、都内最大の水郷公園です。この地は、もともとは古利根川の河川敷でしたが、徳川三代将軍・家光公の江戸川改修事業によって、古利根川は廃止され、享保十四年(一七二九年)に江戸幕府の代官・井沢弥惣兵衛によって小合溜井が設けられました。

洪水との戦い

葛飾区には昔から水害に苦しめられた歴史があります。特に水元は江戸川、中川、大場川と三方を河川に囲まれた地域ゆえ、たびたび洪水の被害にあっています。川の上流地帯で大雨が降ると、下流には大量の泥水が押し寄せて大水害を起こすこととなります。

昭和二十二年(一九四七年)の「キヤスリン」台風の来襲により、水元公園の土手が決壊し、葛飾区の大部分は水没。水元、金町地区の住民は一週間にわたる屋根の上で暮らしたと言う記録があります。

水害地に暮らす人々はさまざまに智慧を持っています。「洪水が起こりそうな時は、青竹を切つて家の中にほうり込んで置け」とは、大事な家財道具が洪水で流されるのを防ぐため、などはその一つであります。

洪水と肥沃な土地
洪水は同時に人々に「肥沃な土地」という恩恵を与えてくれます。水元公園のある所は、そ

の昔は下河原(したがら)と呼ばれ、「下河原の土地は肥えている」と言われました。

洪水のたびに、上流から良い土が流されて来て堆積するからです。ナイル川とエジプトの関係も同様で、大ナイル川がしばしば洪水を起こしたために、エジプトは肥沃な土地となり、文明が栄えました。

かつてJAの職員さんのお話で「水元公園の土地は、公園にしておくにはもったいない」とお聞きしたことを思い出します。(文と写真 町田法博)



水元公園 水元大橋と外溜



保護司と青少年育成地区委員会

佐藤 日賢



「地域で作る安全・安心な社会更生保護」を知っていますか。

一、それは安全な社会のため、犯罪や非行をした人の立ち直りを支える取組です。

二、「立ち直りを支え再犯を防ぐ」ことが地域の安全を守ります。

三、地域の安全をまもるには、「地域のチカラ」が必要です。

保護司は罪を犯して保護観察を受けることになった人の生活を見守り、様々な相談にのるか、時には助言なども行う民間ボランティアです。犯罪を予防するための地域活動もします。

更生保護における犯罪予防活動の特色は、犯罪の発生を未然に防ぐため、地域社会に対しての社会的連帯感や社会的規範に対する共感を強めるように働き掛け、安全で安心な地域社会の構築を目指す点にあります。ま

た、犯罪を犯した人や非行のある少年の立ち直りについての地域社会の理解や関心を深め、彼らを地域の一員として受け入れ、またその立ち直りを見守り援助することにより、彼らが再び犯罪や非行に陥らないような環境作りを目指しています。

更生保護における犯罪予防活動は、それぞれの地域において、保護司を始めとする更生保護ボランティアを中心に、地方自治体や地域の関係機関等と連携して進められています。具体的には、講演会、シンポジウム、非行防止教室、非行相談、街頭補導活動などを通じ、地域住民に対し、犯罪や非行のない社会づくりを呼び掛けるとともに、犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りに協力してもらえらるよう働き掛けています。

法務省が主唱する「社会を明

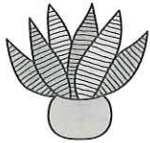
るくする運動」「犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ」もこうした犯罪予防活動の一つです。

葛飾区青少年育成地区委員会は、地域の青少年の健やかな育成を目的に活動している団体で、葛飾区には十九の地区委員会があります。それぞれの委員会は青少年委員や子ども会育成会、PTA、スポーツ推進委員、保護司、民生委員・児童委員、学校、自治会など地区内で活動されている方々で構成されています。そして関係する機関や団体と連絡調整を図りながら、それぞれの地区の特色を生かした取組を行っています。

地区委員会の活動としては

◎子ども、親子を対象としたスポーツ大会、バスハイキング、地区まつりなどのスポーツ・レクリエーション活動

◎教育や子育てなど青少年にかかわるテーマの講演会、研



修会

◎少年の主張大会地区予選会など子どもが意見を発表する機会の提供

◎愛の一声運動やあいさつ運動などの地域パトロール 子どもを犯罪から守るまちづくり活動

◎地区だより（広報誌）の発行 ◎青少年の状況や各団体の活動についての情報交換など

また昨今地域の安全性や地域の教育力の低下が指摘されるなかにあつて、葛飾区ではかねてより、自治町会、青少年育成地区委員会、民生委員・児童委員協議会、青少年委員会などの協力を得て、子どもたちの健全育成に取り組んでいます。

葛飾区の子どもたちに豊かな人間性を培い、一人ひとりがのびのびと育つていく豊かな地域社会を創ることは大人に課せられた責務であり、この実現のために私たち保護司はこの青少年育成地区委員会の一員として、惜しみない協力をさせていたいただきたいと思えます。

分区分問

金町分区分だより

金町分区分長 福島 永子



金町分区分は、柴又・新宿・金町・東金町の4地区で構成されており、区内では東部に位置し江戸川が流れ、柴又帝釈天を始め、葛西神社や半田稻荷神社があり、風光明媚な一面と、平成25年4月には新宿地区に東京理科大学が開校され、学生の街としても大変賑わっている分区分です。現在分区分員は男性15名、女性7名の22名で、年間の活動と致しましては、分区分会8回(内、自主研修2回) 役員会2回、日帰り研修、分区内小・中学校長との意見交換会を開催致しております。

又、犯罪予防活動と致しまして、4月に「柴又さくらまつり」8月には柴又帝釈天境内での「とらさんまつり」にて、更生保護のリーフレット、ビスケット、ポケットティッシュを袋詰し、地域の皆様に配布しPRしております。

分区分には、柴又・新宿・金町・東金町の4つの地区センターと、その中にそれぞれの青少年育成地区委員会があります。7月は法務省主催による「社会を明るくする運動」の強調月間で、1日の駅頭広報ではJRと京成金町駅・京成柴又駅・北総線新柴又駅にて、更生保護女性会や地区委員会の皆様と、ポケットティッシュを配り犯罪予防活動をし、終了後にミニ集会を開催しております。又、各地区委員会の社明の取り組みは「子供・生徒の社会を明るくする運動」の意見発表会、「講演会」「親子のラジオ体操」が開催され私達分区分員も参加し、大きな成果を上げております。

そして、今年度の日帰り研修は、12月に府中刑務所を視察し、研鑽して参りました。毎年2月には、分区内の小中学校10校、中学校4校の校長先生との意見交換会を開催し、情報を共有しております。

私達分区分員は、犯罪のない明るい社会の中で皆様が過ごせませう様、尚一層の活動をして参りたいと思っております。

平成二十九年年度
葛飾区保護司会事業計画(事業推進重点方針)

保護司活動並びに保護司会活動の充実

- ① 犯罪予防活動の実践
- ② 再犯防止に係る処遇の効果的な実践
- ③ 地方自治体並びに地域・学校との連携強化
- ④ 新任保護司の安定的確保
- ⑤ 社明運動の効果的な実践
- ⑥ 就労支援に伴う関係機関、団体との連携推進
- ⑦ 社会貢献活動への協力
- ⑧ サポートセンター運営管理の充実
- ⑨ 研修会への積極的な参加の促進

- ② 指導力強化研修 二回
- ③ 特別研修
- ① 保護司会運営に係る研修協議会
- ② 薬物事犯対象者の処遇について
- ③ 高齢対象者の処遇について
- ④ 協力組織部担当 二回

(葛飾区保護司会が開催する諸行事)

- ① 社会を明るくする運動による犯罪予防活動
 - ② 駅頭一斉活動、地域活動、「かつしか区民の集い」の実施
 - ③ 協力雇用主の積極的な確保と組織化を進める
 - ④ 社会福祉施設等における社会貢献活動の研修、処遇を整える
 - ⑤ 広報紙「ひまわり」の発行
 - ⑥ 管外研修、施設研修
 - ⑦ ハガキでのメッセージ運動の充実
- (保護観察所が開催する諸行事への参加)
- 新任保護司研修
 - ① 五月十五日付 二日間
 - ② 九月十七日付 二日間
 - ③ 二月一日付 二日間
 - 年次研修
 - ① 処遇基礎力強化研修 二回

会務報告

〔人事の件〕

○退任保護司

平成29年1月23日(逝去)

梅澤 五十六殿

平成29年3月4日(逝去)

塚田 恵二殿

平成29年5月14日(任期満了)

小川 岩男殿

○新観察官紹介

小川 哲生

四月から葛飾

保護区の本田、

南綾瀬、亀青、

金町、水元の五

分区の担当となりました。

前任は、関東地方更生保護委員会です。現場の観察官は三年振りです。東京保護観察所勤務は初めてです。どうぞよろしく御願ひ致します。



市川 房子

四月から、新

小岩、奥戸の担

当になりました。

市川房子と申します。東京保護観察所に来て四年目で、過去江戸川、文京、目黒と担当し、現在北保護区と兼任しております。今後ともよろしくお願ひ致します。

平成29年度 定時総会



葛飾区保護観察協会と葛飾区保護司会の合同定時総会が5月19日開催されました。

岩田敦子保護司会会長は「2年間、会員のご協力で充実した活動が出来ました。続けて更生保護活動に邁進したいと思えます」と2期目への決意を表明しました。

来賓の東京保護観察所滝口次長は「罪を償い、再出発しようとする人に、再犯させない。大事なことは孤立させないことです。居場所を確保し、仕事に就くことで、社会の一員としての存在を身をもって知ってもらうことです」と、地域社会とのつながりが再犯防止になっていくのだと強調しました。

その後議事に移り、28年度事業経過報告、収支決算報告、監査報告が審議了承されました。続いて29年度事業計画、事業予算、役員改選案が示され審議了承されました。

平成29・30年度役員

会長	岩田 敦子
副会長	石川 宏太
副会長	内田 昌宏
副会長	柴田 清
事務長	佐藤 日賢
事務副長	矢作 和昭
会計	中村留美子
会計	澤口 輝幸
研修部長	小野 千恵
地域活動部長	齊藤 隆夫
広報部長	松井 宥孝
協力組織部長	菅原 道生
社会貢献活動部長	齋藤 廣子
本田分区長	池上 孝
南綾瀬分区長	小柴 正照
亀青分区長	山田 安孝
新小岩分区長	二瓶 晃一
奥戸分区長	松本 實
学校連携推進委員会委員長	福嶋 永子
金町分区長	八幡 俊昭
水元分区長	森山 晴男
ハガキでのメッセージ委員会委員長	本宮 宏
観察協会担当	滋田 慧子
更女連絡理事	倉谷 恭平
監事	松本 昌子



編集後記

東日本大震災や熊本地震、気象の変化がもたらす様々な災害が続いています。

長い人間の歴史を振り返ってみれば、この様な出来事は何度となく繰り返されているのでしよう。人々は、厳しい試練に立たされても乗り越え、負けることなく脈々と営みを続けてきて今日があります。人と人の結びつきなしには考えられません。協力し、互いに手を携えることで困難な状況を打開してきました。

今、私たちが携わっている更生保護活動も、人と人の結びつきなのだと思えます。保護司は、非行や犯罪を犯し、その後罪を償い、再出発しようとする人たちと繋がって、明るい社会を築くために信頼を築き相談相手となり、心を寄添わせていきたいと思っています。

結び目が解けないように、そのときに応じた結び方、結びの強さに工夫する毎日です。